

吸収分割に係る事後開示書類

(会社法第791条第1項及び第801条第3項並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項)

(吸収分割会社) 株式会社エフティグループ
(吸収分割承継会社) 株式会社F Tコミュニケーションズ

2026年2月1日

吸収分割に係る事後開示書類

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目13番6号
株式会社エフティグループ
代表取締役 小林 亮二

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目13番6号
株式会社F Tコミュニケーションズ
代表取締役 風間 芳樹

株式会社エフティグループ（以下、「吸収分割会社」といいます。）及び吸収分割会社の完全子会社である株式会社F Tコミュニケーションズ（以下、「吸収分割承継会社」といいます。）は、2025年12月10日付「吸収分割契約書」（以下「本件契約」といいます。）に基づき、2026年2月1日を効力発生日（以下「本件効力発生日」といいます。）として、吸収分割会社が担当する事業に関する権利義務（以下「本件承継権利義務」といいます。）を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関し、会社法第791条第1項及び第801条第3項並びに会社法施行規則第189条に定める事項は、以下のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日

2026年2月1日をもって、効力を生じております。

2. 吸収分割会社に関する事項

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、吸収分割会社において会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第784条の2ただし書の規定により、分割会社の株主は本吸収分割をやめることを請求することはできません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

本吸収分割は、吸収分割会社において会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当し、会社法第785条第1項第2号の規定により株式買取請求を行うことができる株主がないため、吸収分割会社は、会社法第785条の規定による手続を実施していません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

吸収分割会社において会社法第787条第1項第2号に規定する新株予約権はないため、吸収分割会社は、会社法第787条の規定による手続を実施していません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

吸収分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2025年12月19日付官報及び電子公告において債権者に対する公告を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社に関する事項

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第796条の2の規定に基づき、本吸収分割をやめることを請求できる株主がないため、吸収分割承継会社は、会社法第796条の2の規定による手続を実施していません

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過

本吸収分割は、吸収分割承継会社において会社法第796条第1項に規定する略式吸収分割に該当し、会社法第797条第2項第2号の規定により株式買取請求を行うことができる株主がないため、吸収分割承継会社は、会社法第797条の規定による手続を実施していません

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2025年12月19日付官報及び日刊工業新聞において債権者に対する公告を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、効力発生日である2026年2月1日をもって、吸収分割会社から

本件契約に記載された事業に関する資産、債務その他の権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日

本吸収分割に係る変更の登記は、現在手続中であり、未了です

6. 前各号に掲げるもののほか、本吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上